

地方公共団体実行計画の概要



地方公共団体は、**地球温暖化対策推進法**（以下「温対法」という。）第21条に基づき、**地方公共団体の温室効果ガス削減計画である「地方公共団体実行計画」を策定**することとされている。詳細は、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル参照。

地方公共団体実行計画

事務事業編

- ✓ **全ての地方公共団体**（一部事務組合及び広域連合を含む）に**策定義務あり**
- ✓ 公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**（廃棄物処理事業、上下水道事業等を含む※）に関する温室効果ガス削減計画
※地方自治法等に定められた全ての行政事務

○地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/jimu/#manual

○地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/kuiki/#manual

○地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/sokushin/#manual

区域施策編

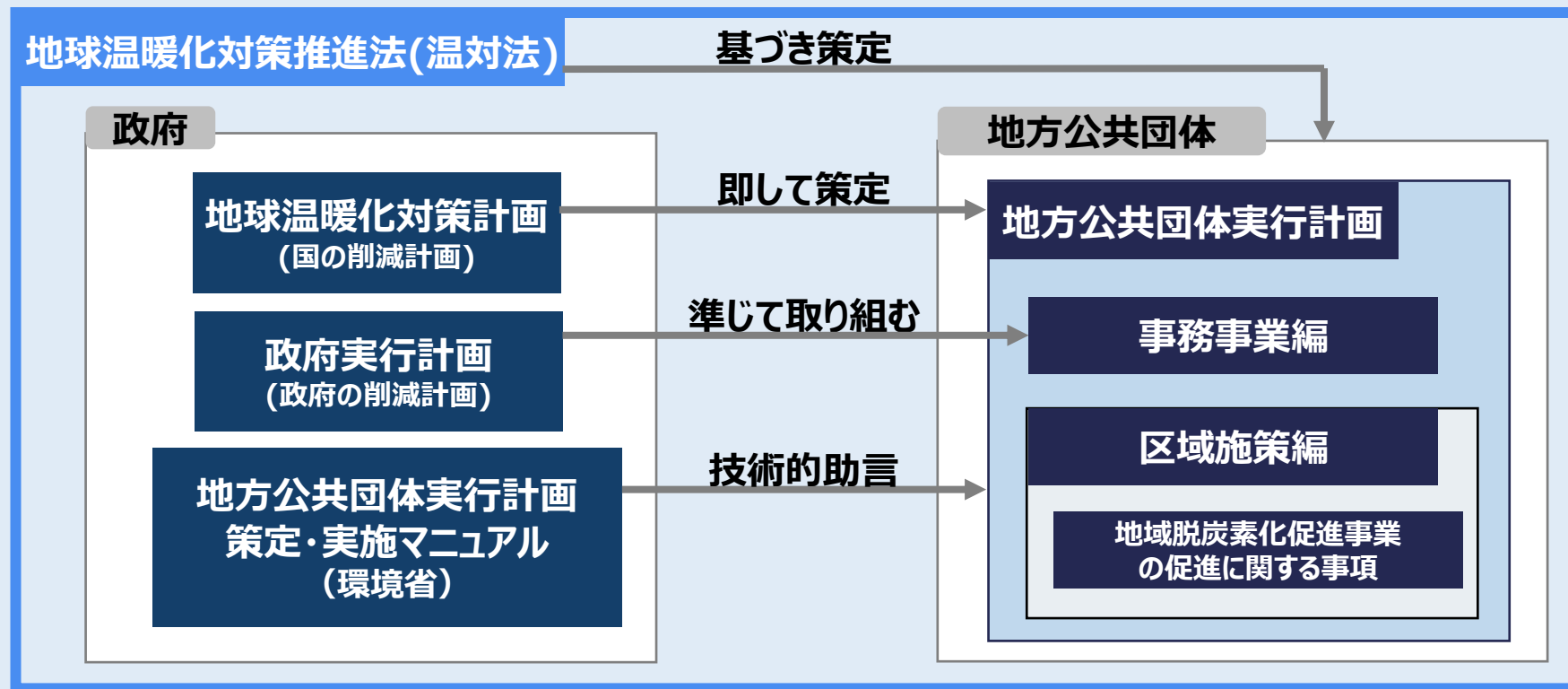
- ✓ **都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に策定義務があり、その他の市町村は努力義務**
- ✓ 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体**の温室効果ガス削減計画。以下4項目の施策と実施目標を定める
 - ①再生可能エネルギーの利用促進
 - ②事業者・住民の削減活動の促進
 - ③地域環境の整備・改善
 - ④循環型社会の形成

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- ✓ 市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域、事業に求める地域貢献の取組等）を定めることが努力義務
- ✓ 都道府県は、市町村と共同して地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができる
- ✓ 都道府県は、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる

地方公共団体実行計画に関する計画

政府は、温対法第8条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「**地球温暖化対策計画**」という。）を定めている。また、政府は、温対法第20条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「**政府実行計画**」という。）を策定している。



○地球温暖化対策計画 (<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>)

○政府実行計画 (<https://www.env.go.jp/earth/action/index.html>)